

結果の概要

1 平成25年における被疑事件の特色

近年、被疑事件の通常受理人員は減少傾向にあり、平成25年においてもその傾向が見られる。罪種別に前年と比較すると、刑法犯、特別法犯（※1）、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反の全ての罪種において減少している。

また、少年被疑事件や外国人被疑事件（※2）の通常受理人員もそれぞれ減少傾向にある。

（※1）道路交通法等違反を除く。以下同じ。

（※2）自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

2 被疑事件の受理

(1) 通常受理人員（統計表第7，9，10表関係）

平成25年において全国の検察庁で取り扱った被疑事件の通常受理人員の総数は1,332,917人で、前年に比べると6.0%（84,483人）減少している。

罪種別に対前年比を見る（表1）と、刑法犯は5.3%（14,858人）、特別法犯は5.1%（4,824人）、道路交通法等違反は9.1%（36,065人）それぞれ減少している。

なお、刑法犯のうち、自動車による過失致死傷の通常受理人員は617,594人で、刑法犯全体の70.0%、総数の46.3%を占めるが、前年に比べると4.4%（28,736人）減少している。

表1 被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	1,332,917	100.0	-6.0
刑法犯	264,934	19.9	-5.3
特別法犯	90,454	6.8	-5.1
自動車による過失致死傷	617,594	46.3	-4.4
道路交通法等違反	359,935	27.0	-9.1

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

通常受理人員について、平成20年以降の推移を罪種別に見る（表2）と、特別法犯については、平成21年に増加に転じたが、同22年からは減少傾向にある。その他の罪種においては減少傾向にある。

表2 通常受理人員の指数の推移

罪種	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数	100	96	92	87	83	78
刑法犯	100	99	96	90	87	83
特別法犯	100	101	95	88	86	82
自動車による過失致死傷	100	97	95	91	88	84
道路交通法等違反	100	93	85	79	75	68

（注）1 平成20年を100とする指数である。

2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第7，9表関係）

平成25年における刑法犯の通常受理人員は882,528人で、前年に比べると4.7%（43,594人）減少している。

主な罪名別（※）に前年と比較して見る（表3）と、贈収賄（19.1%、21人）、文書偽造（5.2%、173人）、強制わいせつ・強姦（4.1%、200人）などがそれぞれ増加し、賭博・富くじ（28.9%、271人）、横領・背任（16.2%、3,674人）、盗品等関係（14.1%、275人）などがそれぞれ減少している。

（※）刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表（その1）」の大分類による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下同じ。

表3 刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	882,528	100.0	-4.7
公務執行妨害	2,576	0.3	0.3
放火	848	0.1	3.3
住居侵入	8,080	0.9	-8.2
文書偽造	3,504	0.4	5.2
強制わいせつ・強姦	5,093	0.6	4.1
賭博・富くじ	668	0.1	-28.9
収賄・贈賄	131	0.0	19.1
殺人	1,493	0.2	-9.0
傷害	40,561	4.6	0.7
自動車による過失致死傷	617,594	70.0	-4.4
窃盗	122,046	13.8	-8.3
強盗	3,828	0.4	-5.2
詐欺	17,752	2.0	-0.8
恐喝	3,490	0.4	-11.2
横領・背任	19,045	2.2	-16.2
盗品等関係	1,672	0.2	-14.1
毀棄・隠匿	9,956	1.1	1.8
暴力行為等処罰に関する法律	1,948	0.2	1.6
その他の刑法犯	22,248	2.5	5.3

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成25年における特別法犯の通常受理人員は90,454人で、前年に比べると5.1% (4,824人) 減少している。

主な罪名別に前年と比較して見る(表4)と、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律違反(34.1%, 30人)、出入国管理及び難民認定法違反(32.6%, 1,019人)、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反(15.9%, 52人)などがそれぞれ増加し、金融商品取引法(66.4%, 91人)、貸金業法(35.1%, 72人)、不正競争防止法違反(27.9%, 48人)などがそれぞれ減少している。

表4 特別法犯の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	90,454	100.0	-5.1
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	3,541	3.9	-4.2
銃砲刀剣類所持等取締法	5,225	5.8	-7.8
売春防止法	914	1.0	-5.5
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び自動の保護等に関する法律	2,331	2.6	5.7
ストーカー行為等の規制等に関する法律	380	0.4	15.9
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	118	0.1	34.1
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	112	0.1	-8.2
著作権法	330	0.4	-13.6
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	6,959	7.7	-7.7
金融商品取引法	46	0.1	-66.4
出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律	499	0.6	14.7
貸金業法	133	0.1	-35.1
不正競争防止法	124	0.1	-27.9
不正アクセス行為の禁止等に関する法律	110	0.1	-9.8
出入国管理及び難民認定法	4,141	4.6	32.6
その他の特別法犯	65,491	72.4	-6.6

なお、平成25年における薬事関係事犯の通常受理人員を前年と比較して見ると、あへん法違反(250.0%, 10人)、麻薬及び向精神薬取締法違反(43.5%, 314人)、大麻取締法違反(1.5%, 39人)はそれぞれ増加し、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(以下「麻薬特例法」という。)違反(24.5%, 101人)、覚せい剤取締法違反(6.5%, 1,227人)はそれぞれ減少している。

平成20年以降の麻薬、覚せい剤等の薬事関係事犯の通常受理人員の推移は表5のとおりである。

表5 薬事関係事犯の通常受理人員の推移

罪名	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
大麻取締法	4,058 (100)	4,392 (108)	3,468 (85)	2,578 (64)	2,542 (63)	2,581 (64)
麻薬および向精神薬取締法	1,337 (100)	1,038 (78)	936 (70)	785 (59)	722 (54)	1,036 (77)
覚せい剤取締法	18,266 (100)	19,365 (106)	19,663 (108)	19,700 (108)	19,008 (104)	17,781 (97)
あへん法	14 (100)	29 (207)	23 (164)	19 (136)	4 (29)	14 (100)
麻薬特例法	325 (100)	230 (71)	251 (77)	208 (64)	413 (127)	312 (96)

(注) () 内の数は、平成20年を100とする指数である。

3 被疑事件の処理

(1) 既済及び未済の人員 (統計表第8, 9, 10表関係)

平成25年において全国の検察庁で既済となった被疑事件の人員(※)の総数は1,342,393人で、未済となった被疑事件の人員の総数は18,375人である。前年に比べると、既済人員は5.7% (80,714人)、未済人員は2.0% (372人)それぞれ減少している。

罪種別に前年と比較して見る(表6)と、既済人員については、刑法犯(4.3%, 11,890人)、特別法犯(4.2%, 4,087人)、自動車による過失致死傷(4.4%, 28,576人)、道路交通法等違反(9.0%, 36,161人)のいずれも減少しており、未済人員については、刑法犯(5.5%, 524人)、特別法犯(0.4%, 13人)は減少したが、自動車による過失致死傷(1.2%, 49人)、道路交通法等違反(6.1%, 116人)は増加している。

(※) 時効再起事件の人員(6人)及び他の検察庁に送致したことにより既済となった人員を除く。以下同じ。

表6 被疑事件の既済人員及び未済人員

罪種	既済人員	構成比(%)	対前年比(%)	未済人員	構成比(%)	対前年比(%)
総数	1,342,393	100.0	-5.7	18,375	100.0	20.0
刑法犯	267,664	19.9	-4.3	8,921	48.5	-5.5
特別法犯	92,225	6.9	-4.2	3,297	17.9	-0.4
自動車による過失致死傷	618,149	46.0	-4.4	4,150	22.6	1.2
道路交通法等違反	364,355	27.1	-9.0	2,007	10.9	6.1

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

また、平成25年における受理人員(旧受及び新受)総数(1,559,260人)に対する未済人員(18,375人)の割合は1.2%で、前年と比較して0.1ポイント上昇している。

平成25年の既済率は、総数は98.6%で、前年と比較して0.1ポイント低下している。

平成20年以降の既済率の推移は表7のとおりである。

表7 既済率の推移

罪種	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数	99.1	99.2	99.1	99.0	98.7	98.6
刑法犯	98.1	97.9	98.0	97.7	96.7	96.8
特別法犯	97.9	98.0	97.8	97.3	96.7	96.5
自動車による過失致死傷	99.5	99.6	99.6	99.5	99.4	99.3
道路交通法等違反	99.6	99.7	99.6	99.5	99.5	99.5

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 既済率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。)}}{\text{既済人員数 (「他の検察庁に送致」を除く。) + 未済人員数}} \times 100$$

(2) 既済事由別人員（統計表第8，9，10表関係）

平成25年における既済人員について既済事由別に見ると，前年に比べ，起訴は405,415人で8.7%（38,550人）減少し，不起訴は829,093人で3.7%（32,044人）減少している。

既済事由別人員の構成比について，平成20年以降の推移を見る（表8）と，公判請求の割合は同21年は増加したが，同22年からは減少してほぼ横ばいであり，略式命令請求は減少傾向にあって，起訴全体の割合は減少傾向が認められる。

表8 既済事由別人員の構成比の推移

既 済 事 由	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
起 訴	34.3	33.9	32.8	31.8	31.2	30.2
公 判 請 求	7.0	7.2	6.9	6.8	6.8	6.7
略 式 命 令 請 求	27.3	26.7	25.9	25.0	24.4	23.5
不 起 訴	56.4	56.6	57.8	59.1	60.5	61.8
そ の 他	9.3	9.5	9.3	9.0	8.3	8.0

（注）「その他」は，中止処分及び家庭裁判所送致である。

平成25年において不起訴にした人員について，不起訴の種類別構成比を前年と比較して見ると，起訴猶予は91.4%で0.3ポイント低下し，嫌疑不十分は6.0%で0.1ポイント，その他は2.6%で0.2ポイントそれぞれ上昇している。

平成25年において刑法犯で起訴された人員のうち，公判請求の割合は，自動車による過失致死傷を除く刑法犯は70.5%で，自動車による過失致死傷は9.3%である。

なお，刑法犯で起訴された人員の公判請求及び略式命令請求の構成比について，平成20年以降の推移を見る（表9）と，公判請求の割合は，自動車による過失致死傷を除く刑法犯は，平成22年から減少傾向にあったものの，同25年において増加に転じており，自動車による過失致死傷は，平成20年と同21年は増加したが，同22年に減少し，その後は横ばいに推移している。

表9 刑法犯における公判請求人員と略式命令請求人員の構成比の推移

区 分	平成						
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
刑 法 犯	公 判 請 求	47.4	48.0	46.6	45.9	45.2	44.9
	略 式 命 令 請 求	52.6	52.0	53.4	54.1	54.8	55.1
自動車による過失致死傷を除く刑法犯	公 判 請 求	74.0	74.6	72.7	71.4	70.1	70.5
	略 式 命 令 請 求	26.0	25.4	27.3	28.6	29.9	29.5
自動車による過失致死傷	公 判 請 求	9.9	10.0	9.6	9.7	9.6	9.3
	略 式 命 令 請 求	90.1	90.0	90.4	90.3	90.4	90.7

(3) 被疑者の年齢（統計表第47，48表関係）

平成25年において刑法犯（自動車による過失致死傷を除く。）で起訴し，又は起訴猶予にした被疑者について，犯時年齢層別にその構成比を見ると，20歳～24歳が最大となっている。

犯時年齢層別構成比について，平成20年以降の推移を見る（表10）と，20歳～24歳及び30歳～34歳は減少傾向にあったものの，同年25年において増加に転じている。

なお，40～44歳，45歳～49歳及び65歳以上の構成比は増加傾向が認められる。

表10 起訴又は起訴猶予処分に付した刑法犯における犯時年齢層別構成比の推移

年 齢	平成 20年	21年	22年	23年	24年	平成25年		
						総数	男	女
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14～17歳	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0
18・19歳	0.8	1.0	0.9	1.0	0.9	0.9	1.0	0.4
20～24歳	13.7	13.8	13.3	13.1	12.8	12.9	13.7	8.4
25～29歳	12.1	12.4	12.1	11.5	11.3	11.1	11.6	8.4
30～34歳	12.0	11.5	11.2	10.7	10.5	10.8	11.2	8.4
35～39歳	11.5	11.8	11.8	11.6	11.3	10.8	11.0	9.5
40～44歳	9.4	9.8	10.1	10.3	10.8	10.9	11.0	10.4
45～49歳	7.9	7.9	8.2	8.2	8.6	8.7	8.8	8.5
50～54歳	7.1	6.9	6.9	7.0	7.0	7.0	7.0	7.3
55～59歳	8.6	7.8	7.3	6.9	6.6	6.2	6.2	6.0
60～64歳	6.4	6.5	6.8	7.4	7.4	6.9	6.8	7.7
65～69歳	4.6	4.7	4.8	4.9	4.9	5.2	4.9	7.2
70歳以上	5.8	5.9	6.5	7.3	8.0	8.5	6.8	17.8

(4) 起訴率（統計表第8，9，10表関係）

平成25年において起訴した人員は405,415人である。罪種別に見ると、刑法犯は78,774人で、起訴した人員の19.4%、特別法犯は48,722人で同12.0%、自動車による過失致死傷は56,647人で同14.0%、道路交通法等違反は221,272人で同54.6%である。

平成25年の起訴率は32.8%で、前年に比べると1.2ポイント低下している。

平成20年以降の起訴率の推移を罪種別に見る（表11）と、全般的に減少傾向が認められる。

表11 起訴率の推移

罪 種	平成						
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
総 数	37.8	37.5	36.2	35.0	34.0	32.8	
刑 法 犯	44.4	43.9	42.5	41.9	40.7	38.9	
特 別 法 犯	57.2	55.9	56.3	56.8	55.3	54.3	
自動車による過失致死傷	9.8	9.7	9.5	9.3	9.4	9.5	
道路交通法等違反	69.7	71.1	70.2	68.2	65.7	64.2	

(注) 1 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

2 起訴率は、以下により算出した。

$$\frac{\text{起訴人員数}}{\text{起訴人員数} + \text{不起訴人員数}} \times 100$$

刑法犯の主な罪名別起訴率について、平成20年以降の推移を見る（表12）と、前年に比べ、放火（4.0ポイント）、自動車による過失致死傷（0.1ポイント）などが上昇し、賭博・富くじ（7.7ポイント）、強盗（4.8ポイント）、暴力行為等処罰に関する法律（4.5ポイント）などが低下している。

表12 刑法犯の主な罪名別起訴率の推移

罪 名	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
公務執行妨害	66.7	61.3	63.0	58.8	58.9	57.0
放火	53.0	52.9	50.4	44.3	44.1	48.1
住居侵入	45.3	44.7	45.6	43.0	42.0	41.4
文書偽造	65.5	61.9	56.9	52.9	45.7	43.7
強制わいせつ・強姦	53.8	53.8	53.3	51.4	49.6	47.3
賭博・富くじ	60.6	60.3	53.4	46.7	52.3	44.6
収賄・贈賄	78.4	72.7	84.3	82.0	61.1	60.3
殺人	48.9	48.6	38.3	37.1	31.8	30.7
傷害	49.9	47.0	46.8	44.9	43.0	39.3
自動車による過失致死傷	9.8	9.7	9.5	9.3	9.4	9.5
窃盗	42.4	43.8	42.8	43.8	42.2	41.3
強盗	67.1	66.1	59.4	54.9	59.2	54.4
詐欺	64.2	65.4	60.1	54.7	55.0	53.3
恐喝	45.5	42.6	41.1	37.8	40.0	39.2
横領・背任	16.1	17.5	18.2	19.8	18.8	17.7
盗品等関係	47.0	34.8	26.1	30.9	25.5	22.4
毀棄・隠匿	26.3	25.5	24.9	25.0	25.0	23.5
暴力行為等処罰に関する法律	59.8	58.7	61.6	53.3	52.7	48.2

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(5) 処理期間 (統計表第30, 31表関係)

平成25年において既済となった被疑事件 (※1) の処理期間 (※2) について, その期間別人員の構成比を罪種別に見る (表13) と, 被疑事件を受理後15日以内に処理した割合は, 刑法犯49.6%, 特別法犯45.6%, 総数48.5%であり, 1月以内までに処理した割合は, 刑法犯78.7%, 特別法犯73.8%, 総数77.3%である。

さらに, 2月以内までに処理した割合を見ると, 刑法犯89.5%, 特別法犯87.0%, 総数88.8%である。

(※1) 他の検察庁に送致したことにより既済となった事件を含み, 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を含まない。

(※2) 検察庁において事件を受理した日から処理が既済となった日までの期間

表13 被疑事件の処理期間別人員

罪 種	総 数	15日以内	1月以内	2月以内	3月以内	6月以内	1年以内	2年以内	2年を超える
総 数	415,112	201,215	119,678	47,640	18,713	20,560	6,608	678	20
	(100.0)	(48.5)	(28.8)	(11.5)	(4.5)	(5.0)	(1.6)	(0.2)	(0.0)
刑 法 犯	299,569	148,573	87,058	32,348	12,443	13,902	4,704	529	12
	(100.0)	(49.6)	(29.1)	(10.8)	(4.2)	(4.6)	(1.6)	(0.2)	(0.0)
特 別 法 犯	115,543	52,642	32,620	15,292	6,270	6,658	1,904	149	8
	(100.0)	(45.6)	(28.2)	(13.2)	(5.4)	(5.8)	(1.6)	(0.1)	(0.0)

(注) () 内は, 総数に対する構成比である。

4 少年被疑事件

(1) 通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成25年における少年被疑事件の通常受理人員は108,311人で, 前年に比べると9.1% (10,901人) 減少している。

罪種別に前年と比較して見る (表14) と, 刑法犯は12.2% (9,116人), 特別法犯は5.6% (136人), 道路交通法等違反は5.4% (1,105人), 自動車による過失致死傷は2.5% (544人) それぞれ減少している。

また, 男女別構成比では, 男子が82.0%を占めている。前年に比べると, 男子は8.8% (8,583人) 減少し, 女子も10.6% (2,318人) 減少している。

表14 少年被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	108,311	100.0	-9.1
刑 法 犯	65,389	60.4	-12.2
特 別 法 犯	2,287	2.1	-5.6
自動車による過失致死傷	21,120	19.5	-2.5
道路交通法等違反	19,515	18.0	-5.4
男	88,834	82.0	-8.8
女	19,477	18.0	-10.6

(注) 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

少年被疑事件の通常受理人員について、平成20年以降の推移を罪種別に見る(表15)と、全ての罪種で減少傾向が認められる。

表15 少年被疑事件の通常受理人員の指数の推移

罪 種	平 成 20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
総 数	100	99	93	85	75	68
刑 法 犯	100	100	95	87	74	65
特 別 法 犯	100	101	92	79	76	72
自動車による過失致死傷	100	94	88	83	81	79
道路交通法等違反	100	100	92	82	75	71
男	100	100	94	87	77	70
女	100	97	90	79	68	60

(注) 1 平成20年を100とする指数である。
2 「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

(2) 罪名別通常受理人員 (統計表第27表関係)

平成25年における少年被疑事件について、刑法犯の通常受理人員を主な罪名別(※)に見る(表16)と、前年に比べて、放火(11.0%, 8人), 暴力行為等処罰に関する法律(4.7%, 19人), 強制わいせつ・強姦(3.9%, 22人), 文書偽造(3.2%, 4人)が増加したほかは、横領・背任(20.7%, 2,547人), 住居侵入(17.7%, 521人), 盗品等関係(17.0%, 219人)などが減少するなど、全般的に減少していることが認められる。

(※) 刑法犯の罪名区分は、「付録」の「罪名分類一覧表(その2)」による。ただし、注記のある場合は、それによる。以下少年被疑事件の項において同じ。

表16 少年被疑事件の刑法犯の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	86,509	100.0	-10.0
公 務 執 行 妨 害	263	0.3	-3.3
放 火	81	0.1	11.0
住 居 侵 入	2,422	2.8	-17.7
文 書 偽 造	128	0.1	3.2
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	586	0.7	3.9
殺 人	49	0.1	-9.3
傷 害	6,962	8.0	-3.9
自 動 車 に よ る 過 失 致 死 傷	21,120	24.4	-2.5
窃 盗	37,494	43.3	-12.4
強 盗	766	0.9	-8.3
詐 欺	1,026	1.2	-2.7
恐 喝	1,119	1.3	-15.9
横 領 ・ 背 任	9,780	11.3	-20.7
盗 品 等 関 係	1,066	1.2	-17.0
暴 力 行 為 等 処 罰 に 関 す る 法 律	422	0.5	4.7
そ の 他 の 刑 法 犯	3,225	3.7	1.0

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を, 「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を, 「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を, 「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

また、特別法犯のうち、薬事関係事犯の通常受理人員を罪名別に前年と比較して見ると、麻薬及び向精神薬取締法違反は15人で50.0%（5人）増加しており、覚せい剤取締法違反は154人で16.3%（30人）、大麻取締法違反は68人で16.0%（13人）、毒物及び劇物取締法違反は44人で64.2%（79人）といずれも減少している。

(3) 全被疑者中に占める少年被疑者の割合（統計表第7，9，10，27表関係）

平成25年における全被疑者（少年，成人及び法人の全被疑者をいう。）の通常受理人員中に占める少年被疑者の割合は8.1%で，前年に比べると0.3ポイント減少している。

全被疑者中に占める少年被疑者の比率について，平成20年以降の推移を罪種別に見る（表17）と，一般的に減少傾向が認められる。

表17 全被疑者に占める少年被疑者の比率の推移

罪 種	平 成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総 数	9.3	9.6	9.4	9.1	8.4	8.1
刑 法 犯	31.4	31.8	31.1	30.3	26.6	24.7
特 別 法 犯	2.9	2.9	2.8	2.6	2.5	2.5
自動車による過失致死傷	3.6	3.5	3.3	3.3	3.4	3.4
道路交通法等違反	5.2	5.6	5.6	5.4	5.2	5.4

（注）「刑法犯」には自動車による過失致死傷を含まない。

平成25年における刑法犯の通常受理人員について，少年と成人の構成比を主な罪名別に見る（表18）と，前年と比較して少年被疑者の占める割合が増加している罪名は，放火（0.7ポイント），暴力行為等処罰に関する法律（0.7ポイント）などであり，減少している罪名は，住居侵入（3.4ポイント），横領・背任（2.9ポイント），盗品等関係（2.2ポイント）などである。

なお，少年被疑者の占める割合が成人の割合より高い罪名は，盗品等関係（63.8%），横領・背任（51.4%）である。

表18 刑法犯の少年・成人別被疑者の構成比

罪 名	少年	成人
総 数	9.8	90.2
公 務 執 行 妨 害	10.2	89.8
放 火	9.6	90.4
住 居 侵 入	30.0	70.0
文 書 偽 造	3.7	96.3
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	11.5	88.5
殺 人	3.3	96.7
傷 害	17.2	82.8
自動車による過失致死傷	3.4	96.6
窃 盗	30.7	69.3
強 盗	20.0	80.0
詐 欺	5.8	94.2
恐 喝	32.1	67.9
横 領 ・ 背 任	51.4	48.6
盗 品 等 関 係	63.8	36.2
暴力行為等処罰に関する法律	21.7	78.3
そ の 他 の 刑 法 犯	9.8	90.2

（注）「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を，「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を，「強制わいせつ・強姦」には強制わいせつ致死傷・強姦致死傷を，「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

(4) 少年被疑事件の年齢別人員（統計表第27表関係）

平成25年における刑法犯に係る少年被疑事件について，年齢別通常受理人員を見る（表19）と，前年に比べて，14・15歳は11.0%（3,087人），16・17歳は13.5%（4,125人），18・19歳は6.5%（2,448人）それぞれ減少している。

表19 刑法犯に係る少年被疑事件の年齢別通常受理人員

年 齢	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	86,509	100.0	-10.0
14・15歳	25,057	29.0	-11.0
16・17歳	26,341	30.4	-13.5
18・19歳	35,111	40.6	-6.5

刑法犯に係る少年被疑事件の通常受理人員について、平成20年以降の年齢別構成比の推移を見る（表20）と、14・15歳の割合は増加傾向にあったが、同22年からは減少傾向にあり、16・17歳の割合は減少傾向にあったが、同22年からは横ばいに推移し、同26年に再び減少している。また、18・19歳の割合は減少傾向にあったが、同22年以降は増加傾向にある。

表20 少年被疑事件の刑法犯通常受理人員の年齢別構成比の推移

年 齢	平 成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
14・15歳	30.1	32.0	31.8	31.6	29.3	29.0
16・17歳	33.3	32.4	31.8	31.9	31.7	30.4
18・19歳	36.6	35.6	36.4	36.5	39.1	40.6

5 外国人被疑事件

(1) 通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成25年における外国人被疑事件の通常受理人員は17,218人で、前年に比べると5.4%（886人）増加している。罪種別に対前年比を見る（表21）と、刑法犯は1.2%（114人）、特別法犯は11.2%（772人）それぞれ増加している。

表21 外国人被疑事件の通常受理人員

罪 種	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	17,218	100.0	5.4
刑 法 犯	9,575	55.6	1.2
特 別 法 犯	7,643	44.4	11.2

平成25年における外国人被疑事件（自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。）について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表22）と、中国、韓国・朝鮮、フィリピン、ベトナムが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム（54.6%、429人）、中国（12.0%、609人）、フィリピン（6.0%、72人）が増加し、韓国・朝鮮（8.6%、400人）、スリランカ（4.6%、7人）、ブラジル（2.2%、25人）などがそれぞれ減少している。

表22 国籍別通常受理人員

国 籍	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	17,218	100.0	5.4
中 国	5,685	33.0	12.0
韓 国 ・ 朝 鮮	4,273	24.8	-8.6
フ ィ リ ピ ン	1,282	7.4	6.0
ベ ト ナ ム	1,215	7.1	54.6
ブ ラ ジ ル	1,129	6.6	-2.2
ペ ル ー	471	2.7	-0.2
ア メ リ カ 合 衆 国	438	2.5	0.7
タ イ	343	2.0	-1.4
イ ラ ン	190	1.1	2.7
ス リ ラ ン カ	146	0.8	-4.6
そ の 他	2,046	11.9	11.2

平成25年における来日外国人被疑事件の通常受理人員は12,635人で、前年に比べると5.1%（610人）増加している。罪種別に対前年比を見る（表23）と、刑法犯は0.9%（57人）、特別法犯は9.9%（553人）それぞれ増加している。

また、平成25年における外国人被疑事件の通常受理人員中に占める来日外国人の割合は73.4%で、前年に比べると0.2ポイント低下しており、罪種別では、刑法犯は67.7%で0.3ポイント、特別法犯は80.5%で0.9ポイントそれぞれ低下している。

表23 来日外国人被疑事件の通常受理人員

罪種	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	12,635	100.0	5.1	73.4
刑法犯	6,486	51.3	0.9	67.7
特別法犯	6,149	48.7	9.9	80.5

平成25年における来日外国人被疑事件について、通常受理人員が多い国籍別に見る（表24）と、中国、韓国・朝鮮、ベトナム、フィリピンなどが上位を占める。

前年に比べると、ベトナム（55.4%、414人）、アメリカ合衆国（8.6%、23人）、中国（7.2%、323人）が増加し、韓国・朝鮮（7.4%、134人）、タイ（7.4%、23人）、スリランカ（6.2%、9人）などがそれぞれ減少している。

表24 来日外国人国籍別通常受理人員

国籍	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	外国人被疑事件中に占める割合 (%)
総数	12,635	100.0	5.1	73.4
中国	4,837	38.3	7.2	85.1
韓国・朝鮮	1,682	13.3	-7.4	39.4
ベトナム	1,161	9.2	55.4	90.6
フィリピン	982	7.8	-5.4	87.0
ブラジル	916	7.2	-5.3	75.4
ペルー	380	3.0	3.0	80.7
アメリカ合衆国	289	2.3	8.6	66.0
タイ	287	2.3	-7.4	151.1
イラン	163	1.3	-3.0	37.2
スリランカ	136	1.1	-6.2	93.2
その他	1,802	14.3	6.9	88.1

(2) 罪名別通常受理人員（統計表第15、21表関係）

平成25年における外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に見る（表25）と、前年に比べると、刑法犯では、暴力行為等処罰に関する法律（39.7%、29人）、盗品等関係（21.8%、22人）、詐欺（17.9%、101人）などが増加し、賭博・富くじ（53.8%、21人）、公務執行妨害（16.7%、22人）、住居侵入（13.9%、37人）などが減少している。特別法犯では、あへん法違反（100%、5人）、出入国管理及び難民認定法違反（35.0%、963人）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反（5.8%、35人）などが増加したほかは、外国人登録法違反（84.2%、16人）、売春防止法違反（20.3%、35人）、関税法違反（14.6%、28人）などがそれぞれ減少している。

構成比で見ると、窃盗が24.5%と最も高く、次いで出入国管理及び難民認定法違反が21.6%を占めている。

表25 外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪 名	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	17,218	100.0	5.4
刑 法 犯	9,575	55.6	1.2
公 務 執 行 妨 害	110	0.6	-16.7
住 居 侵 入	230	1.3	-13.9
文 書 偽 造	402	2.3	-4.5
強 制 わ い せ つ ・ 強 姦	166	1.0	1.2
賭 博 ・ 富 く じ	18	0.1	-53.8
殺 人	48	0.3	-4.0
傷 害	1,861	10.8	-0.4
窃 盗	4,214	24.5	2.2
強 盗	214	1.2	1.9
詐 欺	666	3.9	17.9
恐 喝	87	0.5	-1.1
横 領 ・ 背 任	413	2.4	-5.1
盗 品 等 関 係	123	0.7	21.8
暴力行為等処罰に関する法律	102	0.6	39.7
そ の 他 の 刑 法 犯	921	5.3	-0.4
特 別 法 犯	7,643	44.4	11.2
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	635	3.7	5.8
銃 砲 刀 剣 類 所 持 等 取 締 法	196	1.1	-2.5
売 春 防 止 法	137	0.8	-20.3
大 麻 取 締 法	143	0.8	-8.3
麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法	112	0.7	-4.3
覚 せ い 剤 取 締 法	936	5.4	1.6
あ へ ん 法	5	0.0	100.0
関 税 法	164	1.0	-14.6
出 入 国 管 理 及 び 難 民 認 定 法	3,716	21.6	35.0
外 国 人 登 録 法	3	0.0	-84.2
そ の 他 の 特 別 法 犯	1,596	9.3	-8.3

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成25年における全被疑者の通常受理人員（355,388人、自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。）に占める外国人被疑者の割合は4.8%で、前年に比べると、0.4ポイント増加している。

罪名別に外国人被疑者の割合を見ると、刑法犯では、文書偽造（11.5%）、盗品等関係（7.4%）、強盗（5.6%）などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反（89.7%）、外国人登録法違反（75.0%）、関税法違反（55.8%）などが高い割合を示している。

平成25年における来日外国人被疑事件の通常受理人員を主な罪名別に前年と比較して見る（表26）と、刑法犯では、詐欺（23.5%、82人）、暴力行為等処罰に関する法律（18.4%、9人）、盗品等関係（17.3%、13人）などが増加し、賭博・富くじ（75.0%、12人）、殺人（21.4%、9人）、公務執行妨害（15.7%、11人）などが減少している。特別法犯では、あへん法違反（100.0%、4人）、出入国管理及び難民認定法違反（29%、771人）などが増加したほか、外国人登録法違反（88.2%、15人）、売春防止法違反（29.2%、40人）などが減少している。

表26 来日外国人被疑事件の主な罪名別通常受理人員

罪名	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	12,635	100.0	5.1
刑法犯	6,486	51.3	0.9
公務執行妨害	59	0.5	-15.7
住居侵入	155	1.2	-9.4
文書偽造	351	2.8	-5.1
強制わいせつ・強姦	124	1.0	-3.1
賭博・富くじ	4	0.0	-75.0
殺人	33	0.3	-21.4
傷害	1,126	8.9	-1.7
窃盗	2,980	23.6	2.1
強盗	139	1.1	-10.9
詐欺	431	3.4	23.5
恐喝	34	0.3	17.2
横領・背任	238	1.9	-11.5
盗品等関係	88	0.7	17.3
暴力行為等処罰に関する法律	58	0.5	18.4
その他の刑法犯	666	5.3	3.9
特別法犯	6,149	48.7	9.9
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反	448	3.5	-0.2
銃砲刀剣類所持等取締法	134	1.1	3.9
売春防止法	97	0.8	-29.2
大麻取締法	108	0.9	-11.5
麻薬及び向精神薬取締法	84	0.7	-16.0
覚せい剤取締法	609	4.8	-2.9
あへん法	4	0.0	100.0
関税	148	1.2	-5.7
出入国管理及び難民認定法	3,427	27.1	29.0
外国人登録法	2	0.0	-88.2
その他の特別法犯	1,088	8.6	-9.5

(注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成25年における外国人被疑事件の通常受理人員に占める来日外国人の割合を主な罪名別に見ると、刑法犯では、文書偽造(87.3%)、強制わいせつ・強姦(74.7%)、盗品等関係(71.5%)などが、特別法犯では、出入国管理及び難民認定法違反(92.2%)、関税法違反(90.2%)などが高い割合を示している。

6 被疑者の逮捕・勾留

(1) 逮捕(統計表第41, 43表関係)

平成25年に既済となった被疑事件(※)の人員のうち、逮捕された者は127,443人で、前年に比べると1.7%(2,201人)減少し、25年に逮捕された者の既済となった被疑事件の人員に占める割合は35.7%で前年より1.7ポイント低下している。

(※) 自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

罪種別に対前年比を見る(表27)と、逮捕された者の人員は、刑法犯は1.7%(1,591人)、特別法犯は1.8%(610人)それぞれ減少している。また、逮捕された者の割合は、刑法犯は35.3%で前年より1.0ポイント上昇し、特別法犯は37.2%で前年より0.9ポイント低下している。

表27 逮捕・不逮捕別人員

罪種	総数	逮捕された者			逮捕されなかった者		
		人員	構成比 (%)	対前年比 (%)	人員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総数	356,594	127,443	35.7	-1.7	229,151	64.3	-5.6
刑法犯	267,640	94,387	35.3	-1.7	173,253	64.7	-5.6
特別法犯	88,954	33,056	37.2	-1.8	55,898	62.8	-5.4

既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員構成比について、平成20年以降の推移を見ると表28のとおりである。

表28 逮捕・不逮捕別人員構成比の推移

区 分	平成 20年	21年	22年	23年	24年	25 年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
逮捕された者	32.1	32.1	32.0	33.0	34.8	35.7
逮捕されなかった者	67.9	67.9	68.0	67.0	65.2	64.3

平成25年において既済となった被疑事件の逮捕・不逮捕別人員及び構成比を少年・成人別（年齢は、処理時年齢であり、年齢不詳者を除く。）に見ると、逮捕された少年は11,318人（16.6%）、同成人は116,102人（44.0%）であり、前年に比べると、少年は4.0%（472人）、成人は1.5%（1,718人）それぞれ減少している。

また、男女別（性別不詳者を除く。）に見ると、逮捕された男子は113,554人（40.0%）、同女子は13,889人（28.1%）であり、前年に比べると、男子は2.2%（2,557人）減少し、女子は2.6%（356人）増加している。

平成25年において逮捕された者を逮捕の区分別に見る（表29）と、検察庁逮捕が221人（0.2%）、警察から身柄送致が119,119人（93.5%）、警察で身柄釈放が8,103人（6.4%）であり、前年に比べると、検察庁逮捕が6人（2.6%）、警察から身柄送致が2,474人（2.0%）それぞれ減少し、警察で身柄釈放が279人（3.6%）増加している。

表29 逮捕された人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	127,443	100.0	-1.7
検 察 庁 逮 捕	221	0.2	-2.6
警 察 から 身 柄 送 致	119,119	93.5	-2.0
警 察 で 身 柄 釈 放	8,103	6.4	3.6

また、平成25年において逮捕された者について、既済事由別にその人員及び構成比を見ると、起訴は72,003人（56.5%）、不起訴は44,522人（34.9%）、中止は115人（0.1%）、家庭裁判所送致は10,803人（8.5%）であり、前年に比べると、起訴は4.8%（3,615人）減少し、不起訴は4.3%（1,827人）増加している。

(2) 勾留（統計表第41, 42, 44表関係）

平成25年において既済となった被疑事件の人員のうち、勾留請求した者は111,476人で、検察庁逮捕及び警察から身柄送致された者の93.4%を占める。このうち、勾留状が発せられた者は109,686人で、勾留請求した者の98.4%を占めている。

また、勾留された者（※）は109,710人で、前年に比べると2.1%（2,364人）減少している。

（※）少年法第45条第4号又は第45条の2の規定により、同法第17条第1項第2号の観護の措置が勾留とみなされる場合を含む。以下同じ。

平成25年において勾留された者について、勾留後の措置別に見る（表30）と、前年に比べ、勾留中公判請求は50,140人で4.4%（2,854人）、勾留中略式命令請求は12,568人で9.9%（1,375人）、勾留中家裁送致は7,235人で5.7%（440人）それぞれ減少しており、釈放は39,759人で6.2%（2,310人）増加している。

表30 勾留後の措置別人員

区 分	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	109,710	100.0	-2.1
勾 留 中 公 判 請 求	50,140	45.7	-5.4
勾 留 中 略 式 命 令 請 求	12,568	11.5	-9.9
勾 留 中 家 裁 送 致	7,235	6.6	-5.7
釈 放	39,759	36.2	6.2
そ の 他	8	0.0	-38.5

また、釈放された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見ると、起訴（勾留中求令状による起訴を含む。）は4,588人（11.5%）、不起訴は34,203人（86.0%）、中止は86人（0.2%）、家庭裁判所送致は882人（2.2%）である。

平成25年において勾留された者について、その人員及び構成比を既済事由別に見る（表31）と、起訴は67,310人（61.4%）、不起訴は34,263人（31.2%）、中止は87人（0.1%）、家庭裁判所送致は8,050人（7.3%）であり、前年に比べると、起訴は4.9%（3,496人）減少し、不起訴は4.0%（1,310人）増加している。

表31 勾留被疑者の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構 成 比 (%)	対 前 年 比 (%)
総 数	109,710	100.0	-2.1
起 訴	67,310	61.4	-4.9
不 起 訴	34,263	31.2	4.0
起 訴 猶 予	24,486	22.3	5.4
嫌 疑 不 十 分	7,564	6.9	1.7
そ の 他	2,213	2.0	-3.6
中 止	87	0.1	141.7
家 裁 送 致	8,050	7.3	-2.8

平成25年において勾留された者について、勾留期間別にその人員及び構成比を見ると、勾留期間が、5日以内は983人（0.9%）、10日以内は40,116人（36.6%）、15日以内は5,054人（4.6%）、20日以内は63,398人（57.8%）、25日以内は20人（0.0%）、25日を超えるは139人（0.1%）である。

なお、平成25年において勾留期間の延長を請求した者は68,703人である。そのうち、勾留期間の延長を許可された者は68,589人で、延長を請求した者の99.8%を占める。また、勾留期間の延長が許可された者のうち、起訴は43,474人で、延長が許可された者の63.4%を占める。

7 被疑者の前科関係

(1) 初犯者、前科者の人員（統計表第47、48表関係）

平成25年において起訴又は起訴猶予にした被疑者（※）について、初犯者・前科者別に人員を見る（表32）と、初犯者は143,247人で全体の60.2%を占め、前年に比べると0.3ポイント上昇している。

また、同被疑者中に占める前科者の割合を罪種別に見ると、刑法犯は41.0%で0.4ポイント、特別法犯は37.3%で0.3ポイントそれぞれ低下している。

（※）前科不詳者，法人，自動車による過失致死傷及び道路交通法等違反を除く。以下同じ。

表32 被疑者の初犯者・前科者別人員

区 分	総 数	初 犯 者	前 科 者
総 数	237,765	143,247	94,518
男	202,786	115,730	87,056
女	34,979	27,517	7,462
刑 法 犯	157,971	93,179	64,792
男	133,876	74,299	59,577
女	24,095	18,880	5,215
特 別 法 犯	79,794	50,068	29,726
男	68,910	41,431	27,479
女	10,884	8,637	2,247

刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、平成20年以降の初犯者と前科者の構成比の推移を見ると表33のとおりである。

表33 刑法犯の初犯者・前科者別構成比の推移

区 分	平成 20年	21年	22年	23年	24年	25年
総 数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
初 犯 者	61.3	60.6	60.2	57.8	58.6	59.0
前 科 者	38.7	39.4	39.8	42.2	41.4	41.0

平成25年において刑法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見る（表34）と、前年と比較して初犯者の割合が増加している罪名は、殺人（7.0ポイント）、収賄・贈賄（6.1ポイント）、強制わいせつ・強姦（2.6ポイント）などである。また、前科者の割合が増加している罪名は、強盗（2.0ポイント）、放火（1.2ポイント）、盗品等関係（0.9ポイント）などである。

なお、初犯者の割合が前科者の割合より高い罪名は、収賄・贈賄，殺人，賭博・富くじ，横領・背任などである。

表34 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の構成比

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	51.5	48.5
放火	64.8	35.2
住居侵入	59.9	40.1
文書偽造	65.8	34.2
強制わいせつ・強姦	66.3	33.7
賭博・富くじ	70.4	29.6
収賄・贈賄	81.9	18.1
殺人	73.3	26.7
傷害	60.6	39.4
脅迫	52.7	47.3
窃盗	56.4	43.6
強盗	57.7	42.3
詐欺	56.4	43.6
恐喝	49.1	50.9
横領・背任	67.9	32.1
盗品等関係	54.4	45.6
毀棄・隠匿	56.3	43.7
暴力行為等処罰に関する法律	45.4	54.6

注) 「文書偽造」には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

平成25年において特別法犯で起訴又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者と前科者の構成比を主な罪名別に見ると、初犯者の割合の高い罪名は、外国人登録法違反(100.0%、対前年比15.0ポイント上昇)、公職選挙法違反(83.1%、同8.6ポイント上昇)、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律違反(72.9%、同0.3ポイント上昇)、薬事関係事犯(72.2%、同5.2ポイント上昇)、児童福祉法違反(72.0%、同4.4ポイント上昇)、売春防止法違反(68.6%、同3.3ポイント上昇)などである。また、前科者の割合の高い罪名は、毒物及び劇物取締法違反(75.3%、対前年比1.5ポイント低下)、覚せい剤取締法違反(73.4%、同1.2ポイント低下)などである。

(2) 初犯者、前科者別公訴提起(公判請求及び略式命令請求)率(統計表第49、50表関係)

平成25年において公訴提起又は起訴猶予にした被疑者について、初犯者及び前科者の公訴提起率を罪種別に見ると、初犯者では刑法犯は41.3%(前年43.3%)、特別法犯は50.7%(同51.7%)であり、前科者では刑法犯は62.1%(同64.2%)、特別法犯は73.8%(同74.1%)である。

刑法犯の主な罪名別の公訴提起率を見る(表35)と、公訴提起率が高い罪名は、順に、初犯者では、収賄・贈賄(91.2%)、強盗(90.6%)、強制わいせつ・強姦(90.5%)、放火(77.7%)などであり、前科者では、殺人(96.1%)、強制わいせつ・強姦(94.3%)、収賄・贈賄(93.3%)、強盗(91.8%)などである。

表35 刑法犯の主な罪名別初犯者及び前科者の公訴提起率

罪 名	初 犯 者	前 科 者
公務執行妨害	56.0	66.5
放火	77.7	79.1
住居侵入	43.5	55.7
文書偽造	64.3	70.1
強制わいせつ・強姦	90.5	94.3
賭博・富くじ	40.9	57.6
収賄・贈賄	91.2	93.3
殺人	86.8	96.1
傷害	38.5	50.6
脅迫	53.6	60.6
窃盗	34.8	66.2
強盗	90.6	91.8
詐欺	68.0	70.6
恐喝	52.1	57.8
横領・背任	15.5	29.7
盗品等関係	37.7	39.5
毀棄・隠匿	53.6	68.2
暴力行為等処罰に関する法律	43.5	64.3

(注) 1 文書偽造には刑法第2編第17章に規定する全部の罪を、「殺人」には同第26章に規定する全部の罪を、「強盗」には強盗致死傷及び強盗強姦をそれぞれ含む。

2 公訴提起率は以下により算出した。

$$\frac{\text{公訴提起人員数}}{\text{公訴提起人員数} + \text{起訴猶予人員数}} \times 100$$

また、特別法犯の主な罪名別の公訴提起率は、覚せい剤取締法違反は初犯者90.0%、前科者92.5%、毒物及び劇物取締法違反は初犯者75.0%、前科者88.4%、麻薬及び向精神薬取締法違反は初犯者65.6%、前科者75.1%、大麻取締法違反は初犯者58.9%、前科者69.5%などとなっている。

8 検察官の上訴

(1) 控訴（統計表第59, 60表関係）

平成25年において検察官が控訴した被告事件（検察官のみ控訴した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが控訴した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は96人である。そのうち、検察官のみの控訴に係る人員は79人で、検察官が控訴した被告事件の82.3%を占めている。

検察官が控訴した被告事件について、平成25年において既済となった人員を既済事由別に構成比を見る（表36）と、破棄自判の構成比が57.8%と最も高く、次いで控訴棄却が25.6%を占めている。

表36 控訴事件の既済事由別人員

既 済 事 由	人 員	構成比 (%)
総 数	90	100.0
破 棄 自 判	52	57.8
破棄差戻し・破棄移送	6	6.7
控 訴 棄 却	23	25.6
控 訴 取 下 げ	-	-
そ の 他	9	10.0

また、検察官が控訴し、既済となった被告事件のうち、原判決が無罪の20人について既済事由別に見ると、破棄自判により新たに有罪としたは7人（35.0%）、破棄差戻し・破棄移送は3人（15.0%）、控訴棄却は10人（50.0%）である。また、原判決が有罪の69人については、破棄自判により原判決より刑を重くしたは35人（50.7%）、刑が同じは7人（10.1%）、刑を軽くしたは2人（3.0%）、無罪0人（0.0%）で、控訴棄却は13人（18.8%）などである。

(2) 上告（統計表第59, 61表関係）

平成25年において検察官が上告した被告事件（検察官のみが上告した被告事件のほか、検察官と検察官以外の者などが上告した被告事件を含む。以下同じ。）の人員は7人である。また、検察官が上告した被告事件で、平成25年において既済となった人員は6人である。

9 確定裁判と刑の執行猶予

(1) 確定裁判（統計表第63表関係）

平成25年において確定裁判を受けた人員は365,291人で、前年に比べると10.7%（43,645人）減少している。

刑の種類及び裁判結果別に前年と比較して見る（表37）と、有罪については、死刑（20.0%、2人）、懲役（9.4%、5,490人）、禁錮（1.6%、53人）、罰金（11.0%、37,805人）、拘留（20.0%、1人）、科料（10.8%、309人）のいずれも減少している。

また、無罪は48.8%（40人）増加し、公訴棄却は6.0%（22人）減少している。

表37 確定裁判を受けた人員

刑の種類等	人 員	構成比 (%)	対前年比 (%)
総 数	365,291	100.0	-10.7
死 刑	8	0.0	-20.0
懲 役	52,763	14.4	-9.4
禁 錮	3,174	0.9	-1.6
罰 金	306,316	83.9	-11.0
拘 留	4	0.0	-20.0
科 料	2,559	0.7	-10.8
無 罪	122	0.0	48.8
公 訴 棄 却	345	0.1	-6.0
そ の 他	0	0.0	-100.0

懲役、禁錮及び罰金の確定裁判を受けた人員について、平成20年以降の推移を刑の種類別に見る（表38）と、懲役、禁錮及び罰金のいずれも減少傾向にある。

表38 懲役・禁錮・罰金の確定裁判を受けた人員の比率の推移

刑の種類	平成					
	20年	21年	22年	23年	24年	25年
懲役	100	97	92	84	82	74
禁錮	100	100	100	96	96	94
罰金	100	94	89	81	76	68

(注) 平成20年を100とする指数である。

懲役及び禁錮の確定裁判を受けた人員について、平成20年以降の実刑と執行猶予の構成比の推移を見る(表39)と、懲役の実刑については増加傾向にあり、禁錮の実刑については減少傾向にあったものの、平成25年において増加に転じている。

表39 自由刑における実刑・執行猶予の構成比の推移

区分	平成						
	20年	21年	22年	23年	24年	25年	
懲役	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	41.9	42.0	42.6	43.5	43.6	44.2
	執行猶予	58.1	58.0	57.4	56.5	56.4	55.8
禁錮	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	実刑	5.6	5.7	4.4	3.7	3.3	3.7
	執行猶予	94.4	94.3	95.6	96.3	96.7	96.3

平成25年において懲役及び禁錮の実刑の確定裁判を受けた人員について、刑期別にその人員を見る(表40)と、前年と比較して、懲役では、5年以下が5.6%、20年以下が30.0%、1年以下が8.3%、3年以下が8.5%、10年以下が9.0%、15年以下が11.4%、20年を超えるが13.0%それぞれ増加し、無期は前年と同数である。また、禁錮では1年以下が61.1%増加し、3年以下、3年を超えるがそれぞれ前年と同数である。

表40 懲役及び禁錮の刑期別人員

区分	人員		構成比 (%)
	人員	構成比 (%)	
懲役	計	23,300	100.0
	1年以下	5,832	25.0
	3年以下	13,575	58.3
	5年以下	2,596	11.1
	10年以下	978	4.2
	15年以下	171	0.7
	20年以下	70	0.3
	20年を超える	40	0.2
	無期	38	0.2
禁錮	計	116	100.0
	1年以下	29	25.0
	3年以下	79	68.1
	3年を超える	8	6.9
	無期	-	-

(注) 刑の執行猶予を除く。

(2) 刑の執行猶予(統計表第68, 69, 70, 71表関係)

平成25年において刑の執行猶予の言渡しを受けた人員は32,527人で、前年に比べると9.6%(3,454人)減少している。

自由刑について、刑の種類別に人員及び構成比を見ると、懲役が29,463人(90.6%)、禁錮が3,058人(9.4%)であり、前年に比べると、懲役が10.3%(3,392人)、禁錮が2.0%(64人)それぞれ減少している。

また、執行猶予期間別に人員及び構成比を見る(表41)と、執行猶予期間が3年以上の構成比が66.1%と最も高く、次いで4年以上が22.5%を占めている。

表41 刑の執行猶予言渡し期間別人員

執行猶予期間	人 員	構成比 (%)
計	32,527	100.0
1 年 以 上	9	0.0
2 年 以 上	881	2.7
3 年 以 上	21,496	66.1
4 年 以 上	7,331	22.5
5 年	2,810	8.6

平成25年において刑の執行猶予の言渡しが取り消された者は4,580人（取り消された刑の種類は、懲役4,566人、禁錮14人）で、前年に比べると596人（11.5%）減少している。

刑の執行猶予の言渡しが取り消された者のうち、執行猶予期間中に罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者は4,341人で、刑の執行猶予の言渡しが取り消された者の94.8%を占めている。このうち、保護観察又は補導処分の期間中（仮解除の期間は除く。）であった者は706人で、罰金又は禁錮以上の実刑に処せられたことにより取り消された者の16.3%を占めている。